

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第32号

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例（令和7年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象乳幼児） 第3条 施設を利用することができる者は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「乳幼児」という。）</u>とする。 （利用料等） 第6条 （略） 2 利用料の額は、乳幼児1人につき、<u>利用開始後最初の1時間以内は300円とし、以降30分（30分未満の端数がある場合は30分とみなす。）ごとに150円を加算した額</u>とする。 3 （略）	（対象乳幼児） 第3条 施設を利用することができる者は、<u>市内に住所を有する出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のものうち、市長が定めるもの（以下「乳幼児」という。）</u>とする。 （利用料等） 第6条 （略） 2 利用料の額は、乳幼児1人につき、<u>1時間当たり300円</u>とする。 3 （略）

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。